



東村告示第 81 号

一般競争入札公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第1項及び東村財務規則(昭和 61 年4月1日規則第1号)第 98 条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和元年5月 23 日

東 村 長 當 山 全 伸



1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 : 東村産業支援住宅建築工事
- (2) 工事場所 : 沖縄県国頭郡東村字宮城 25 番地3、32 番地
- (3) 工 種 : 建築工事
- (4) 工事内容 : 別冊仕様書及び図面のとおり ※、「3 入札手続等」参照
- (5) 工 期 : 契約日から令和2年1月 31 日まで
- (6) その他適用のある法令、制度等

・最低制限価格制度

本入札案件には最低限価格が設定されているため、その申し込みに係る価格が最低制限価格に満たない場合は落札者となることが出来ない。

・議会議決

本工事に係る契約は、地方自治法第 96 条に基づき東村議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、東村議会の議決を経て通知したときに本契約となる。

2 競争入札参加資格

本件に係る入札に参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年5月3日政令第 16 号)第 167 条の4に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32 年度東村入札参加資格者名簿に登録されている業者で沖縄県の建築工事業「B」以上に格付けされている業者であること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 競争入札参加願等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、公共工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (6) 他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、東村発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (8) 次の要件を満たす主任技術者又は管理技術者を配置することができること。
1級建築士又は2級建築士、1級建築施工管理技師又は2級建築施工管理技師、若しくはこれと同等以上の資格を有する者。
- (9) 沖縄本島内に本社(本店)又は支店(営業所等)を有すること。

3 入札手続等

入札参加を希望する者は、「競争入札参加願」及び「誓約書」(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。入札説明書(特記仕様書、図面等含む)(以下「入札資料」という。)及び申請書の交付及び提出方法は下記とおり。

(1) 申請書及び入札資料の交付期間及び時間、場所

ア 期 間：令和元年5月24日(金)から令和元年6月3日(月)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

イ 時 間：午前9時から午後5時まで

ウ 場 所：東村役場 農林水産課(担当:神谷)

※申請書は村ホームページ(www.vill.higashi.okinawa.jp)からもダウンロードできます。

(2) 申請時期、提出場所

ア 期 間：令和元年5月24日(金)から令和元年6月3日(月)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

イ 時 間：午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所：東村役場 農林水産課

エ 提出方法：持参及び郵送の場合は必着 ※郵送の場合は事前に電話願います。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

資格結果は6月4日午前中にFAXにより通知する。後日原本は郵送を行う。

(4) 入札の場所及び日時

ア 場 所：沖縄県国頭郡東村字平良804番地 東村役場 大会議室

イ 日 時：令和元年6月14日(金)午後1時00分

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金、免除。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の5を村に納付しなければならない。

イ 契約保証金 納付。契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低価格もつての入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 詳細については入札説明書による。

以上